

許認可等名称	遊休土地の認定
法令等名称	国土利用計画法
目的等	土地取引の届出に際して行われる土地利用目的の審査を事後的に補完する意味で、その土地が取得後適切に利用されているかどうかを調査し、有効利用の促進を図る。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	<p>【規制行為】</p> <p>国土利用計画法の規定に基づき土地取引の届出をした一定面積以上の一団の土地が2年たっても利用されていない場合には、市町村長はその土地の有効かつ適切な利用を促進するため、その土地を遊休土地に認定し、所有者等に通知することができる。</p> <p>1 対象土地</p> <p>土地取引の届出をした一定面積以上の一団の土地のうち、次の4つの要件の全てに該当するもの。(国土利用計画法第28条)</p> <p>(1) 面積要件(一団の土地)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域…2,000㎡以上 ・市街化区域以外の都市計画区域…5,000㎡以上 ・都市計画区域外…10,000㎡以上 <p>(2) 期間要件</p> <p>取得後2年経過したもの</p> <p>(3) 低・未利用地要件</p> <p>その土地が住宅や事業の用に供されていないか、供されていてもその土地の利用の程度が周辺と比較して著しく劣っていると認められるもの</p> <p>(4) 利用を特に促進する必要性</p> <p>土地利用基本計画等の土地利用に関する計画に照らしその土地を含む周辺の地域における計画的な土地利用の増進を図るため、当該土地の有効かつ適切な利用を特に促進する必要があること。</p>
権限	新潟市(指定都市事務)、市町村長(県の事務処理特例条例に基づく事務)
手続	<p>【手続の種類】遊休土地の認定</p> <pre> graph TD A[市町村長] -- ① 遊休土地である旨の通知(28条) --> B[遊休土地の所有者等] B -- ② 遊休土地に係る利用又は処分計画の届出(29条) --> A A -- ③ 計画に関する助言・勧告(30条・31条) --> B B -- ④ 勧告に基づき講じた措置の報告(31条2項) --> A A -- ⑤ 買取りの協議を行う旨の通知(32条) --> B B -- ⑥ 買取りの協議(32条2) --> A A -- ③ 計画に関し勧告する場合の意見聴取(31条) --> C[土地利用審査会 (事務局・新潟県)] D[地方公共団体等] -- ⑥ 買取りの協議(32条2) --> B </pre> <p>① 遊休土地である旨の通知(28条)</p> <p>② 遊休土地に係る利用又は処分計画の届出(29条)</p> <p>③ 計画に関する助言・勧告(30条・31条)</p> <p>④ 勧告に基づき講じた措置の報告(31条2項)</p> <p>⑤ 買取りの協議を行う旨の通知(32条)</p> <p>⑥ 買取りの協議(32条2)</p> <p>土地利用審査会(事務局・新潟県)</p> <p>地方公共団体等</p>
	【標準処理日数】 定めなし
留意事項	
備考	

許認可等名称	土地収用事業の認定
法令等名称	土地収用法
目的等	個々の事業が私有財産等を収用してまで行う必要があるかどうかを審査し、その事業が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものである場合には、収用権を起業者に付与し、もって公共の利益と私有財産等との調整を図る。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	<p>知事が、法3条に掲げられている事業について、個別具体の事業が土地を収用し、又は使用するに値するものであるかどうか法20条に定める要件に照らし判断するもので、事業がこの要件を充足している場合には事業認定が行われる。 事業認定の申請及び認定要件は、次のとおり。</p> <p>1 事業認定の申請 (1) 事業認定申請書 (2) 添付書類(事業計画書、起業地及び事業計画を表示する図面等)</p> <p>2 事業認定の要件 (1) 事業が法第3条の各号の一に掲げるものに関するものであること (2) 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること (3) 事業が公益性を有すること (4) 事業を早期に施行する必要性があること (5) 収用し、又は使用しようとする土地が必要最小限であること (6) 当該土地がその事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益が、当該土地がその事業の用に供されることによって失われる利益に優越すること</p>
権限	知事
手続	<p>【手続の種類】事業の認定</p> <p>【標準処理日数】 3か月</p>
留意事項	
備考	